

議員提出議案第8号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年6月21日

提出者	11番 伊藤 よしのり	19番 大 高 拓
	21番 筒井 たかひさ	22番 平田 みつよし
	23番 秋 本 とよえ	29番 中 村 しんご
	30番 く ぼ 洋 子	31番 出口 よしゆき
	32番 上 原 ゆみえ	33番 黒柳 じょうじ

葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆議院及び参議院内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。

これを受け政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところであるが、これまでにもギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、その実態を十分に把握してこなかったのが実情である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むよう、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めないことから、ギャンブル等依存症対策の企画立案、公営ギャンブル等の規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症の具体的な対策や実施方法を早急に

検討すること。

3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。